

十日町市成年後見制度利用支援事業実施要綱

平成22年3月26日

十日町市告示第53号

十日町市成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成17年十日町市告示第107号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この告示は、市内に居住し、住民基本台帳に登録されている判断能力が不十分な認知症、知的障がい者及び精神障がい者等（以下「要支援者」という。）が、民法（明治29年法律第89号）に定める後見、保佐又は補助の制度（以下「成年後見制度」という。）を利用することについて支援を行うことにより、要支援者がその有する能力を活用し、自らが希望する自立した日常生活を営むことができる環境を整備することを目的とする。

（支援の内容）

第2条 要支援者に対して市が行う支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 成年後見審判の申立て（以下「申立て」という。）及び申立てに要する収入印紙代、登記印紙代、郵便切手代、診断書料、鑑定料等（以下「申立てに要する費用」という。）に関する支援
- (2) 成年後見人、保佐人又は補助人（以下「後見人等」という。）の業務に対する報酬等（以下「後見人等に対する報酬等」という。）に関する支援

（申立てに関する支援の対象者）

第3条 申立てに関する支援（前条第1号に掲げる支援をいう。以下同じ。）は、次に掲げる法の条文に基づき、市長が次項に規定する要件を備える要支援者に対して行うものとする。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条
- (2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2

2 申立てに関する支援を受けることができる者の要件は、次の各号のいずれかに該当する者（以下この項において「本人」という。）であつて、市長が本人を保護するために申立てを行うことが必要と認めたものとする。

- (1) 本人に配偶者又は四親等内の親族がいない者
- (2) 本人に配偶者又は四親等内の親族がいる場合であつても、当該親族と音信不通の状況等にある者
- (3) その他市長が認めた者

（支援の対象となる申立ての種類）

第4条 市長が支援を行う申立ての種類は、次のとおりとする。

- (1) 後見開始の審判（民法第7条）

- (2) 保佐開始の審判（民法第11条）
 - (3) 保佐人の同意を要する行為の範囲の拡張の審判（民法第13条第2項）
 - (4) 補助開始の審判（民法第15条第1項）
 - (5) 補助人の同意権の付与の審判（民法第17条第1項）
 - (6) 保佐人の代理権の付与の審判（民法第876号の4第1項）
 - (7) 補助人の代理権の付与の審判（民法第876条の9第1項）
- （申立てに要する費用の市の負担）

第5条 前2条の規定により申立てに関する支援を受けることのできる者が次の各号のいずれかに該当するときは、申立てに要する費用は、市が負担するものとする。

- (1) 申立てに要する費用に関する支援を受けなければ、成年後見制度の利用が困難な状況にある者
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者である者
- (3) 申立てに要する費用を負担することで、生活保護法による要保護者となる者

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、市があらかじめ申立てに要する費用を支出し、審判により選任された後見人等に当該費用を請求できるものとする。

（後見人等に対する報酬等に関する支援を行う対象者）

第6条 第2条第2号に規定する後見人等に対する報酬等に関する支援（以下「助成金」という。）を受けることができる者は、民法に規定する成年被後見人、被保佐人又は被補助人（以下「被後見人等」という。）とする。

（後見人等に対する報酬等の市の助成）

第7条 前条の被後見人等が次の各号のいずれかに該当するときは、後見等の開始後に必要な後見人等に対する報酬等については、市が助成するものとする。

- (1) 助成金を受けなければ、成年後見制度の利用が困難な状況にある者
- (2) 生活保護法による被保護者である者
- (3) 後見人等に対する報酬等を負担することで、生活保護法による要保護者となる者

2 前項の規定により市が助成する額は、後見等の開始後に必要な成年後見等に対する報酬等の実費のうち月額2万8,000円を上限とする。ただし、予算の範囲内とする。

（助成金の申請）

第8条 助成金の交付を受けようとする後見人等は、報酬等の支払いの請求日から3月以内に、成年後見制度利用支援事業助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に申請するものとする。

- (1) 後見人等に対する報酬付与の審判の決定通知書の写し
- (2) 家庭裁判所に提出した本人の財産状況（財産目録）の写し

- (3) 心身の状況が分かる書類
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- (助成金の交付又は却下の決定等)

第9条 市長は、前条に規定する交付申請があったときは、関係書類を審査し、速やかに助成の適否を決定し、成年後見制度利用支援事業助成金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第10条 市長は、前条の規定により交付の決定をした助成金については、後見人等が指定した金融機関の口座に直接振り込むものとする。

(変更届出等)

第11条 第9条の規定による助成金の交付決定を受けた後見人等は、次に掲げる事項に該当するときは、成年後見制度利用支援事業変更届（様式第3号）を速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 被後見人等の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 後見人等に辞任、解任等の異動があったとき。
- (3) 後見人等の氏名又は住所に変更があったとき。
- (4) 後見人等に対する報酬の額についての審判があったとき。

2 市長は、前項第2号の届出があったときは、助成金を交付しないこととし、同項第4号の届出に基づき助成金の額を変更するときは、その旨を届け出た当該後見人等に通知するものとする。

(助成金の返還)

第12条 市長は、虚偽の申請により助成金の交付を受けた後見人等があるときは、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(成年後見等終了の届出)

第13条 成年後見等が終了したときは、後見人等であった者は、その旨を市長に届け出なければならない。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年十日町市告示第113号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年十日町市告示第462号）

この告示は、平成25年10月7日から施行する。